

第55回全国七大学総合体育大会

少林寺拳法の部 大会規則

第一章 総則

- ① 本大会は、北海道大学、東北大学、名古屋大学、東京大学、大阪大学、京都大学、九州大学の七大学により構成されたものとする。
- ② 本大会は、主催を北海道大学体育会、東北大学学友会体育部、東京大学運動会、名古屋大学体育会、京都大学体育会、大阪大学体育会、九州大学体育総部とし、主管を東京大学運動会少林寺拳法部として開催するものとする。
特別協賛：一般社団法人 学士会
- ③ 本大会は次の目的を有する。
 - ・相互の技術研究を図ること
自分の大学だけでなく、他の大学と合同し、より大きな枠組みの中で日頃の修練の成果を問うために技術の比較対照を行い、目標を発見するとともに相互技術の向上を図る。
 - ・同志的連帯意識の高揚を図ること
七大学が協力して大会を作り上げ、成功させようと努力し、また出場して技を競いあう中で、お互いを理解しあい、尊敬と賞賛の念、励ましやいたわりの心を持ち、明日への運動のエネルギーを蓄積する。
 - ・部外者の協力と理解の拡大を図ること
大会を通じて拳禅一如の修業の在り方や、金剛禅運動の真の内容を公開し、部外者の理解を深め、協力を得る。
- ④ 開催日は2016年6月26日日曜、会場は東京大学駒場キャンパス第二体育館とする。
- ⑤ 競技は、財団法人少林寺拳法の定める競技規則に従って行うが、細目については本大会規則に定める競技規則による。
- ⑥ 競技種目については、団体演武、自由組演武（有段）、自由組演武（段外）、運用法の四種目とする。
- ⑦ 大会参加者に関しては、当該大学の学生であり且つ部に所属してから四年目までの部員にのみ参加を認めるものとする。

第二章 演武の形式

- ① 攻者（先に攻撃を仕掛けた者）が守者（攻撃を仕掛けられた者）に勝つ演武は、本大会は減点しない。
- ② 演武の構成は6構成とする。一連の流れが途切れ、残心をし、区切ったところを1構成とする。ただし、柔法で技に取り掛かる前の払いと反撃は1構成とみなさない。
- ③ 三人演武の構成は、各構成において常に2名（攻者）対1名（守者）とする（構成が変わるごとに、攻者、守者を交替することは可）

第三章 組演武（有段）

- ① 各大学上限4組出場し、それぞれを4ブロックに分けて予選を行う。
- ② 各ブロック上位3組が本選に出場する。
- ③ 予選は審判員3名、本選は審判員5名で審査する。
- ④ 演武は自由組演武とする。
- ⑤ 演武の構成は6構成とし、過不足がある場合は総合点より10点減点する。
- ⑥ 使用技は2011年4月より使用される新科目表に基づき、武階に相当する技を使用すること。
- ⑦ 攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階による制限は設けない。
- ⑧ 演武時間は1分30秒～2分とし、10秒の過不足につき5点減点する。
- ⑨ 審判員の配点は、各審判員各100点とし、「技術度」は60点（1構成10点）、「表現度」は40点（1項目10点）とする。審判員5名の場合は、最高点、最低点を除いた3名の総合点をもって優劣を決定する。
- ⑩ 組演武の総合点が同点の場合は、下記の手順で確認を行う。
 - 1、総合点の「技術度」の合計で優劣を決定する。
 - 2、主審の合計で優劣を決定する。（主審の採点が総合点に加算されているか否かに関わらず）
 - 3、主審の「技術度」の合計で優劣を決定する。（主審の採点が総合点に加算されているか否かに関わらず）
 - 4、演武時間の長い方を優先する
- ⑪ 場外による減点はしない。
- ⑫ 法衣着用は禁ずる。

第四章 組演武（段外）

- ① 各大学上限2組出場し、それぞれを2ブロックに分けて予選を行う。
- ② 各ブロック上位4組が本選に出場する。
- ③ 予選は審判員3名、本選は審判員5名で審査する。
- ④ 演武は自由組演武とする。
- ⑤ 演武の構成は6構成とし、過不足がある場合は総合点より10点減点する。

- ⑥ 使用技は2011年4月より使用される新科目表に基づき、武階に相当する技を使用すること。見習い・六級・五級・四級は三級技まで、三級・二級・一級は初段技まで使用できるものとする。
- ⑦ 攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階による制限は設けない。
- ⑧ 演武時間は1分30秒～2分とし、10秒の過不足につき5点減点する。
- ⑨ 審判員の配点は、各審判員各100点とし、「技術度」は60点（1構成10点）、「表現度」は40点（1項目10点）とする。審判員5名の場合、最高点、最低点を除いた3名の総合点をもって優劣を決定する。
- ⑩ 組演武の総合点が同点の場合は、下記の手順で確認を行う。
 - 1、総合点の「技術度」の合計で優劣を決定する。
 - 2、主審の合計で優劣を決定する。（主審の採点が総合点に加算されているか否かに関わらず）
 - 3、主審の「技術度」の合計で優劣を決定する。（主審の採点が総合天に加算されているか否かに関わらず）
 - 4、演武時間の長い方を優先する
- ⑪ 場外による減点はしない。
- ⑫ 法衣着用は禁ずる。

第五章 団体演武

- ① 各大学は6名、または8名の拳士をもって演武を行う。
- ② 演武の構成は6構成とし、過不足がある場合は総合点より10点減点する。
- ③ 団体演武の第一構成、第六構成は単独演武基本法形よりそれぞれ1技選択し、その他は組演武で構成すること。また、ここでいう組演武は2人1組で行うものとする。
- ④ 演武時間は1分30秒～2分とし、10秒の過不足につき5点減点する。
- ⑤ 主審1名、副審4名の審判員の配点は、各審判員各100点とし、「技術度」は60点（1構成10点）、「表現度」は40点（1項目10点）とする。審判員5名のうち、最高点、最低点を除いた3名の総合点をもって優劣を決定する。
- ⑥ 団体演武の総合点が同点の場合は、下記の手順で確認を行う。
 - 1、総合点の「技術度」の合計で優劣を決定する。
 - 2、主審の合計で優劣を決定する。（主審の採点が総合点に加算されているか否かに関わらず）
 - 3、主審の「技術度」の合計で優劣を決定する。（主審の採点が総合天に加算されているか否かに関わらず）
 - 4、演武時間の長い方を優先する
- ⑦ 使用技は、競技者の最上級資格者の部階に相当する技を、競技者全員が使用することを可とする。

第六章 順位

- ① 組演武(有段)、組演武(段外)予選の素点合計による順位及び団体演武の順位ごとに与えられる得点に組演武(有段)、組演武(段外)本選の上位の拳士が所属する大学に加点を加え、最終的な順位はこれらの全合計点により決定される。

それぞれの得点配分は以下の通りである。

【組演武（有段）予選時素点合計順位】

一位 30 点 二位 24 点 三位 19 点 四位 15 点 五位 12 点 六位 9 点 七位 6 点

【組演武（段外）予選時素点合計順位】

一位 20 点 二位 16 点 三位 13 点 四位 10 点 五位 8 点 六位 6 点 七位 4 点

【団体演武】予選時素点合計順位

一位 50 点 二位 40 点 三位 32 点 四位 25 点 五位 20 点 六位 15 点 七位 10 点

【組演武（有段）入賞に対する加点】

一位 15 点 二位 12 点 三位 10 点 四位 8 点 五位 6 点 六位 5 点

【組演武（段外）入賞に対する加点】

一位 10 点 二位 8 点 三位 6 点

- ② 総合の点数が同じ場合、団体演武の点数によって優劣を決定する。さらに団体演武の点数も同じ場合には、優劣の付け方は、団体演武の優劣判断と同様の方法で判定する。
- ③ 有段組演武において、やむを得ず出場組数が 3 組になってしまう場合は予選時に各大学上位 3 組の素点の合計点によって順位をつけるものとする。

第七章 表彰

- ① 団体演武、組演武（有段）、組演武（段外）のそれぞれ上位三位を表彰する。
- ② 総合順位も、上位三校までの表彰とする。

第八章 審判

大会の審判は少林寺拳法連盟の認定した資格を有する者に依頼する。

第九章 補足

- ① 本大会は、七大学の主将よりなる主将会議を最高の議決機関とする。
- ② 本規則の改正は、主将会議の決定によるものとして、全会一致を原則とし、欠場の場合は主管校への委任を原則とする。
- ③ 本規則は、審判の先生方との相談の結果、変更する場合がある。ただし、その場合の改正も上記のことを原則とする。
- ④ 服装に関しては、2004 年 4 月より施行された「服装規定」にしたがうこと。
- ⑤ ゼッケンは、縦 15cm、横 25cm の白地で、黒字で記入する。

⑥ 胸章は、卍ではなく統一マーク（ソーエン）を使用すること。

第十章 交歓運用法

出場資格

- 1 健康並びに身体機能に支障がなく、大会当日のメディカルチェックでも異常が認められないこと。
- 2 交歓運用法実施要綱を十分理解していること。
- 3 七大戦安全管理マニュアルを熟読していること。

防具

- 1 公認ヘッドガード
- 2 ボディプロテクター(二枚胴)
- 3 ファールカップ(新型ファールカップのみ可)
- 4 マウスピース
- 5 公認拳サポーター (軍手は不可)
- 6 すねサポーター、甲サポーター以上の防具を必ず着用すること(女子は 3 を除く)。
怪我防止の観点から、すねサポーター・甲サポーターの着用を義務付ける。その他のサポーター類の着用は肘、膝のみとする。サポーター類の種類は別途大会主催者が決定する。
テーピング類は外から見えない部位に限り可とする。(足首、脛、手首などは不可)ただし拳サポーター下のテーピングは禁止とする。
※白側の競技者はヘッドガードの上部左右に白色のテープを貼ること。
※上記のテープとは別にボディプロテクターに赤または白のたすきを着用する(着脱は補助員が行う)。

実施形式

- 1 各大学総当り形式
- 2 各大学は男子 4 人女子 2 人で出場する。
- 3 規定人数に満たない場合は大会主催校に事前に相談すること。
- 4 予選は 6 人が自分以外の 6 大学と 1 人ずつ当たるように組み合わせ表を作る。(1 人 1 試技) 予選は 3 コート 7 ラウンド計 21 試技行う。
- 5 6 人の各試技の結果により、各大学の予選順位が決定され、本戦を組む。
- 6 本戦は予選 1 位と 2 位による決勝戦、予選 3 位と 4 位による 3 位決定戦を行う。
- 7 本戦の形式は各大学男子 2 人女子 1 人を選出して行う。本戦は 1 コート 6 ラウンド計 6 試技行う。

8 3 試技の合計によって成績を決定する

実施方法

- 1 予選本戦それぞれで 1 人 1 回の試技について審査する。
- 2 双方攻守を 1 回 1 分間の実働タイムで審査する。
- 3 各 1 回の試技は、1 分間以内に以下のいずれかが満たされた時点で終了となる。
☆技有 3 回先取、☆技有 2 回有効 1 回先取、☆有効 3 回先取、☆技有 1 回有効 2 回先取
なお、防具に不備があった場合は時間を止め、着用しなおす。不備の程度によっては減点の対象となる。

審査方法

- 1 主審および副審は、攻守の判定を行い、有効打の判定を行う。
 - 2 有効技に対する主審の判定は、「有効」または「技有」とし、「有効(片手を斜下に下げる)」・「技有(片手を水平に上げる)」と宣す。有効技が決まった場合、競技者は必ずお互いに合掌礼を行う。
 - 3 主審が副審に対して判断の確認が必要とされる場合は、進行を中断し、副審と協議する。
 - 4 副審は紅白の旗を持ち、主審と同様に判定する(但し有効は片手を斜下に下げ、技有は水平に上げる)が、進行に異議があれば、競技を中断し、協議することができる。
 - ・有効(しっかりと当たってはいるが、防具が無い場合を考えると、ダメージが軽い) 【配点 5 点】
 - ・技有(体勢も間合いも十分で、充実しており、防具が無い場合は大きなダメージを相手に与えると想像できる) 【配点 10 点】
 - ・無効(防具の構造上「音」はするが、手足が伸びきった状態でかろうじて当たっている: 体勢または間合いが不十分) 【配点 0 点】
 - ・反則(上段を突き抜く、ルールやマナーで問題がある) 【配点 -5 点(1 回目)】
- ※禁止行為、禁止技を行った場合は主審の判断で 1 回目で-5 点の減点、2 回目で失格とする。
- 5 審査内容についての採点は主審、副審 2 名の計 3 名が行う。
 - 6 得点・・・有効・技有の獲得数のみで得点計算する。

7 注意点

◆ 同点の場合の対処

大学の合計点が同点の場合は以下の手順により得点を決定する。

1. 技有の獲得数
2. 有効の獲得数
3. 主審の評価
4. 副審の防御反撃の評価
5. 審判 3 名による協議

8 減点の累積について 予選での反則などによる減点は本戦の得点には引き継がれない。

出場する上での姿勢と心構え

- 1 防具袋等は取り外して入場すること。
- 2 ヘッドガードは左手で抱えて入退場すること。
- 3 ボディプロテクター、ファールカップ、公認拳サポーターは着用して入退場すること。
- 4 マウスピースは左手で持つか道衣の中に入れて入退場すること。
- 5 防具の着脱はコート外でコートを正面に着座して行うこと。
- 6 ボディプロテクター後部の紐の交差部分に競技者側の色のたすきを結びつけること。
- 7 白側の競技者のヘッドガード上部左右に白色のテープを貼ること。
- 8 競技中以外の競技者はコート外で待機し、着用していない防具を競技進行に合わせて正面または側面に置くこと。
- 9 体構えは少林寺拳法の体構えとすること。ただし、競技開始の体構えは中段構または一字構とすること。
- 10 有効技の判定後、競技者同士で合掌礼をすること。
- 11 礼儀作法を重んじること(相手・レフリーに対する礼儀など)
- 12 平常心を保つこと(自己の感情をコントロールする。自己抑制力を持つ)
- 13 相手(技術、特に攻撃力)を認める心を持つこと(常に合掌礼を心掛ける)
- 14 戦術を持って競技に臨むこと
- 15 審判の指示に忠実であること。
- 16 競技終了後、競技者同士で握手をすること。なお、ガッツポーズ等は不可とする。

使用技

- 1 使用技については『2016 年度少林寺拳法考試員審判員講習会資料』の『大会開催に関する確認事項』に準ずる。
- 2 上段への加撃は、ヘッドガード前面部への直突を原則とし、全て当止めとする(7 禁止技・禁止事項参照)。ただし、相手が横を向いて側面に決まった場合は、直線突であれば可とする。
- 3 中段への加撃は、原則すべて可とする。
- 4 下段への加撃は、膝関節以下への足底での足払いのみ原則可とする。
- 5 蹴天一等の法形にある技の使用は可とする。ただし、技はすべて相手を投げる寸前、あるいは倒す寸前でとめること。その時点で技がかかったとみなし有効とする。
- 6 少林寺拳法の体構えとする。
- 7 禁止技・禁止事項は下記の通りとする。
 - フェイスガード側面部への裏拳打、曲線突、鉤突、振突
 - 上段への蹴りによる加撃
 - 故意に胴以外の箇所を蹴る
 - 下段への蹴り技、刈り足
 - 金的または背面部への加撃
 - 相手を見ずに行う後蹴。(ただし、相手を見てから行う後蹴は可とする)
 - 掬投・掬首投・虎倒
 - 投技全般
 - 継続的に組み付いたり、袖や襟を掴んだりする行為
 - 倒れた相手への加撃
 - 故意に場外に出る
 - 相手に対して故意に後ろ向き、または下向きとなる
 - 攻者でありながら、攻撃を仕掛けようとしない
- 8 危険と認められる技、少林寺拳法としてふさわしくない技に関しては主審の判断で使用を禁止できる。
- 9 関係者・観客席より不快を与えるような言動、エキサイトさせるような行為があった場合は、主審の判断及び審判団長(委員長)の指示により、競技を即刻中止にすることができる。